

令和5年12月

都留市議会定例会 市長説明

本日、令和5年12月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席、誠にご苦労様でございます。また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る11月19日、全国各地から860人を超えるランナーをお迎えし、「第2回つる湧水の里ランフェス」を開催いたしました。本大会は、「道の駅つる」のオープンを記念して始まった大会であり、市民のスポーツの振興、健康寿命の延伸及び地域活性化を目的として、今回で6回目の開催となりました。ご参加いただいたランナーの皆様には、秋晴れの空の下、本市のほのぼのとした景観を楽しみ、美しい自然を感じていただけたことと思います。

本大会は、昨年に引き続き、シンガー・ランニング・ドクターとしてご活躍されている「福田六花」さんを大会プロデューサーとして、また、ゲストランナーとして、2016年リオデジャネイロオリンピック男子マラソン・カンボジア代表として出場した「猫ひろし」さん、2012年ロンドンオリンピック・女子400メートルリレーに出場した「佐野夢加」さんをお迎えし、それぞれ10キロコース、3キロコースに参加していただき、大会に花を添えることができました。大会プロデューサーの福田様、並びにグ

ストランナーの皆様には、本大会を盛り上げていただき、改めまして感謝を申し上げます。また、本大会の開催にあたりご理解・ご協力をいただいた地域の皆様、大会運営にご尽力いただいたボランティアをはじめ多くの関係者の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。今後の大会に向けましては、多くの課題もございますが、メイン会場をやまびこ競技場に移し、ハーフマラソンの部を加えた大会となるよう計画しております。今後も都留の魅力を実感していただき、皆様に喜ばれる大会、また参加したくなるような大会となるよう努めてまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、その概要を申し上げるとともに、あわせて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「企業誘致」についてであります。これまでに実施した企業への立地動向アンケート及びヒアリングの結果、本市へ立地する可能性のある企業が複数あるとともに、企業が立地先を選定する際に、工業団地が整備されていることを重視していることが判明したことから、新たな工業団地造成の必要性を改めて実感したところであります。厚原牛石地区への新工業団地整備につきましては、

昨年実施した地権者意向調査の結果、約 7 割が企業誘致に賛成する一方、約 3 割の方が営農し続けたいとの意向があることから、企業誘致ゾーンと営農ゾーンに区分するゾーニングによる整備を計画しております。この新工業団地整備に向け、昨年に引き続き、10 月に地権者を対象とした説明会を開催し意見を伺いながら、現在、ゾーニングに伴う地権者意向調査及び用地測量などを実施しているところであります。今後は、その調査結果などを踏まえ、ゾーニング計画を作成したうえで、用地交渉に着手してまいります。

一方、立地する企業を確保するため、企業役員を務める方が多い山梨県人会の理事に対し、10 月の理事会の場をお借りし情報発信するとともに、企業からの立地に関する相談先となる金融機関や総合建設業などへも継続的に情報提供しているところであります。厚原牛石地区への企業誘致につきましては、農振農用地からの除外や埋蔵文化財の保存など課題がいくつもありますが、人口減少・少子高齢化の解消に向けた雇用の創出及び産業活性化のための重要な施策として、引き続き強力に推進してまいります。

次に、「AI デマンド型交通『AI つるーと』の実証運行」についてであります。新たな移動手段の充実のための AI の有効性の検証等を行い、「都留市地域公共交通計画」に反映することを目的とし

て、11月20日から令和6年1月19日までの2か月間、AI デマンド型 交通「AI つるーと」の実証運行を実施しております。

日曜日・祝日・年末年始を除く、月曜日から土曜日の、午前8時から午後6時まで運行しており、電話予約やスマートフォン等によるインターネット予約ができます。今回の実証運行では、市街地内の39箇所の停留所となる「ミーティングポイント」間を無料で利用でき、各エリアから市街地に 移動したあとの交通移動について検証等を行うものであります。12月2日現在で、293人の方で登録いただいております、11月20日から12月2日までの延べ11日の運行日で、262件の利用がありました。また、利用者からは、「非常に使いやすい」、「ぜひ実現化してほしい」などのご意見も早速いただいておりますが、さらに、SNS等のメディアを通じた情報発信を行い、会員登録と利用に対する 周知を図ってまいります。今回の実証運行では、交通弱者となる高齢者をはじめ、「学生のまち」としての課題もあぶりだせるよう、都留文科大学の鈴木健大教授と大学生のご協力もいただき、検証を進めております。この機会に一人でも多くの市民の皆様にご利用いただき、多くのご意見、ご感想をお寄せいただく中で、この実証運行の結果を分析し、本市における地域公共交通の課題を整理し、「都留市地域公共交通

計画」に反映してまいります。

次に、「下水道使用料の改定」についてであります。下水道事業は、市民生活に直結する重要なインフラであり、本市では、平成16年の供用開始以来19年間、下水道サービスの提供に努めてまいりました。しかしながら、使用料収入のみでは下水道サービスにかかる費用のすべては賄えておらず、その一部を一般会計からの繰入金に依存しているのが現状であります。また、今後の下水道事業においても、人口減少や節水機器の普及などから水需要が減少することにより、使用料収入の減少が見込まれるとともに、整備した下水道施設が耐用年数を迎えることによる施設更新費用の確保に努めなければならないという課題に直面しております。このような状況の中、令和4年度には、「適正な使用料の設定」を基本方針の一つとした「都留市下水道事業経営戦略」を新たに策定し、将来に渡り持続可能な事業経営を目指すこととしております。こうしたことから、都留市下水道運営委員会に対し、「下水道使用料の改定について」諮問を行ったところ、去る10月16日に、「下水道事業を取り巻く環境は厳しく、今後も続く中、経営努力を継続しながらも、今後の安定的なサービスの提供のため、使用料の改定が必要」との答申を受けたことから、本定例会において、下水道使

用料の改定案について上程しているところであります。なお、下水道使用料の改定時期につきましては、使用者への影響を少しでも抑えるため、凍結防止等により使用水量の多くなる冬季を避け、令和6年4月使用分からとし、さらに、使用者の負担に配慮し、令和6年度と令和8年度の2回に分け段階的に値上げをすることといたしました。物価高騰等の影響により、先行きが不透明な状況ではありますが、将来にわたり安定的に汚水処理を行うため、先送りは難しい状況でありますので、議員各位、並びに下水道使用者の皆様には、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「都留市水道事業・簡易水道事業経営戦略の改定」についてであります。水道事業は、市民生活に直結する社会資本であり、将来にわたり安定的かつ継続的な事業経営が求められるとともに、全国的に人口減少が進行する中で、料金収入の減少も予測されております。このような状況の中、各公営企業において中長期的に安定的な事業を継続していくために策定した経営戦略について、国から、新たに策定した「経営戦略策定・改定ガイドライン」を踏まえ、既存計画の質を高めることを目的として、令和7年度までに改定の要請がなされました。このため、本市におきましても、将来にわたり持続可能な事業経営を展開していくため、地方公共団体の経営・財

務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、国及び地方公共団体、金融機構が共同事業として実施する「経営・財務マネジメント強化支援事業」を活用し、アドバイザーによる指導・助言を踏まえながら、本市の現状の課題を抽出し、今後発生する投資的経費の予測や料金収入、企業債等の収入を予測した中長期的な「投資財政計画」等を盛り込んだ新たな「第2次都留市水道事業・簡易水道事業経営戦略」の策定に取り組んでいるところであります。本経営戦略の策定にあたりましては、基本理念を本市の施策である「快適な住環境の整備」とし、基本方針は厚生労働省が公表している「新水道ビジョン」や、「都留市水道事業ビジョン2021」並びに「第11次都留市水道施設整備基本計画」と整合を図り、「安全」・「強靱」・「持続」という3つの観点を軸として基本方針を定め、その中でも注力すべき課題を個別施策として掲げ、これらの基本理念と基本方針のもと、本年度中に新たな経営戦略を策定いたします。今後におきましても、経営環境の変化に適切に対応し、公営企業としてより一層の健全経営を図るとともに、安全で安心な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

次に、「旧山梨県立男女参画推進センター『ぴゅあ富士』の建物」についてであります。山梨県立男女参画推進センター「ぴゅあ富士」

として設置されていた建物が、本年度中に県から本市に譲与されます。これを受け、本年度末に当該施設の1階部分に本市の教育委員会事務局及び教育研修センター機能を移転し、本市の教育行政の拠点といたします。また、当該施設は、以前から生涯学習活動等にも利用されていたことから、市民が利用できる施設として、当該施設及び隣接する「ふるさと会館」を合わせて「教育プラザ都留」と称し、教育委員会が一体的に管理するため、本定例会において、条例制定案について上程しているところであります。

次に、「観光振興」についてであります。10月29日に開催いたしました「つる産業まつり2023」につきましては、4年ぶりの通常開催として、56の事業者・団体が、会場の谷村第一小学校グラウンドに出店したほか、お茶壺道中行列や呈茶会、つるポイントカード抽選会などが実施され、来場者数5千800人余りの多くの方にご来場いただき、盛会裏に終えることができました。また、アフターコロナによる、観光交流の回復により、中高年者を中心とした登山ブームが再来しております。特に低山・登山ハイキングの人气が高まる中、本市では「第13回都留アルプスフリーハイキング」を12月3日に開催いたしました。市内外から多くの方の参加があり、道中では、市街地と富士山が一望できる富士山展望台や名

所である鍛冶屋坂水路橋、通称ピーヤなどをハイクし、本市の魅力ある自然を大いに満喫していただきました。今後は、さらなる観光需要の増加を見据え、「つる観光戦略」の積極的な推進と合わせ、交流人口の増加による地域活性化を推進してまいります。

次に、『ライブ映像１１９』の導入についてであります。山梨県東部消防指令センターは、本市・大月市・上野原市消防本部が共同で運用しており、県東部地域内で発生した火事などの災害や傷病者などの救急要請に伴う通報者からの受信並びに消防、救急の出動指令業務の拠点となっております。このたび、近年の自然災害の甚大化、頻発化や住民ニーズの多様化など、複雑多様化する消防需要の変化に対応し、さらなる消防防災体制の充実を図るため、新たな通報システム「ライブ映像１１９」を導入し、本年１２月１日より運用を開始したところであります。この『ライブ映像１１９』は、通報者のスマートフォンを使用して撮影した災害状況などの映像を山梨県東部消防指令センターに送信することで、言葉だけでは説明しづらい状況を明確に伝えることができるため、より迅速な災害対応が可能となり、また必要に応じてセンター員から心肺蘇生法などの動画を通報者のスマートフォンに送信できるため、通報者や傷病者の安心にもつながるものであります。今後も、より住民が安全

で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、消防力の充実並びに防災体制の強化に向け、取り組んでまいります。

次に、「首都圏都留市会」についてであります。首都圏都留市会の総会・懇親会が、10月22日、東京都千代田区の東京グリーンパレスにおいて、平成30年に設立総会を開催して以来、数年ぶりに開催されました。当日は、さわやかな晴天に恵まれ、首都圏で活躍されている本市出身者や本市にゆかりのある方々など、総勢約100名が参加し、久しぶりの再会でふるさと都留の話題で花が咲き、交流の輪が広がる一日となりました。総会においては、本会役員の改選が行われ、新たな会長として、つる大使、やまなし大使、また女優として県内外で活躍されている「白須慶子」氏が就任され、また懇親会においては、都留文科大学の吹奏楽部による華やかな演奏が行われ、会場内を一層盛り上げていただきました。今後におきましても、会員の皆様には、市民との交流や会員相互の交流を深めていただくとともに、本市へのさまざまなご意見・ご提言をいただく中で、本市並びに本会の発展のため、さらなるご支援・ご協力をお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の内容につきまして申し上げます。今回、提出いたしました案件は、専決処分の承認を

求める案件1件、条例案8件、補正予算案4件、その他の案件2件であります。

はじめに、専決処分の承認を求める件について、ご説明申し上げます。「専決処分の承認を求める件（変更契約締結の件）」につきましては、都の杜うぐいすホール大ホール特定天井及び照明設備改修工事において、部材の確保に遅れが生じ、工期内での完了が困難となり、工期を変更する必要が生じたため、この請負契約の変更契約を締結したものであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月2日付けで専決処分により対応したもので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

続きまして、条例案について、ご説明申し上げます。まず、「教育プラザ都留条例制定の件」につきましては、教育プラザ都留の設置に伴い、管理運営その他必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、「都留市国民健康保険税条例中改正の件」につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市税条例中改正の件」につきましては、身体障害者

等に対する軽自動車税の減免制度の見直しを図るため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市空家等対策の推進に関する条例中改正の件」につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、あわせて規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市下水道条例中改正の件」につきましては、下水道料金の改定に伴い、あわせて規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正の件」につきましては、消防団員の災害発生時の出動、訓練活動等における報酬について処遇の改善を図るため、所要の改正をするものであります。

次に、「ミュージアム都留条例中改正の件」につきましては、観覧料の改定に伴い、あわせて規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市まちづくり交流センター条例中改正の件」につきましては、使用料の見直しに伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、その他の案件について、ご説明申し上げます。

「指定管理者の指定の件（下谷交流センター）」につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「市道の路線の変更の件」につきましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経るものであります。

続きまして、補正予算案について、ご説明申し上げます。

まず、令和5年度一般会計補正予算案（第7号）について、ご説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入歳出予算とも2億3千145万8千円を追加し、予算総額を177億9千363万2千円とするものであります。

主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

2款 総務費につきましては、法改正に伴い、戸籍の附票及びマイナンバーカードに振り仮名を付す等の対応が必要となるため、システム改修に要する経費として、413万1千円を追加するものであります。

3款 民生費につきましては、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けたシステム改修、生活保護費等国庫負担金の精算に

伴う償還金に要する経費などとして、5千745万4千円を追加するものであります。

4款 衛生費につきましては、がん治療に起因する外見の変化に対するがん患者の心理的負担を軽減するため、外見を補完する補整具の購入費用を助成する「がん患者アピアランスケア助成事業」、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金の精算に伴う償還金に要する経費として、9千242万6千円を追加するものであります。

9款 教育費につきましては、禾生第一小学校の高圧引込ケーブル等の電気設備に係る修繕、都の杜うぐいすホール小ホール特定天井及び照明設備改修事業、物価・エネルギー価格の高騰に伴う学校給食の食材費等の増額に要する経費として、1億1千993万1千円を追加するものであります。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

令和5年度都留市介護保険事業特別会計補正予算案（第2号）につきましては、令和6年度の介護報酬改定に向けたシステム改修に要する経費として、330万円を追加し、予算総額を31億3千652万3千円とするものであります。

令和5年度都留市盛里財産区特別会計補正予算案（第2号）につ

きましては、鳥獣害防止用のネットの破損、造林地における雑草の繁茂等に早急に対応するため、分収造林造成事業費の増額に要する経費として、687万9千円を追加し、予算総額を2千640万1千円とするものであります。

次に、公営企業会計について、ご説明申し上げます。

令和5年度都留市下水道事業会計補正予算案（第2号）につきましては、国道139号の古川渡地内における下水道管渠布設工事の影響等により傾いてしまった路側溝の修繕、物価・エネルギー価格の高騰等の影響による、流域下水道維持管理負担金の増額に要する経費などとして、3千610万7千円を追加し、予算総額を13億5千608万3千円とするものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。